

大分県報

平成二十九年

第二九三六号

十一月二十四日

（金曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の変更認可申請	一
保安林の指定の解除（二件）	一八
解除予定保安林	一八
道路区域の変更（二件）	一八
道路の供用開始	一九
警察本部訓令	一九
大分県警察職員の記事記録に関する規程の一部改正	一九

○告示

大分県告示第六百四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
津久見市合ノ元町二一一
太平洋セメント株式会社 大分工場長 小池 敦 裕
- 特定事業場の所在地及び名称
津久見市合ノ元町二一一

太平洋セメント株式会社 大分工場

3 変更しようとする事項の内容

焼却灰処理施設の設置

4 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の三

一般廃棄物処理施設である焼却施設

処 理 方 式	種 類	(二) 変更分	その他参考となるべき事項	5 汚水等の処理の方法 (一) 既設分		その他参考となるべき事項	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能 力	種 類	区 分	その他参考となるべき事項		汚水等の一日当たりの量	
				単位	値		単位	値										単位	値		
薬剤による重金属処理・ろ過器によるSS除去	物理化学的処理		特定施設からの排水はない	—	○	—	通常	○	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	セメント生産能力二三〇t/時間	一般廃棄物処理施設である焼却施設(五号キルン)	変更前	通常	○	最大	○
							最大	○										通常	同上	最大	同上
				付帯設備として焼却灰処理施設を追加	同上	同上	通常	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	変更後	通常	同上	最大	同上

工事着手予定年月日	主 要 寸 法	構 造	能 力
許可後	<p>焼却灰貯蔵タンク 直径六・五m×高さ二・二m×四基 焼却灰タンク 直径四・五m×高さ六・六m クリンカダストタンク 直径四・五m×高さ八・七m 溶解槽 直径二・五m×高さ二・一m 三連槽 縦二・二m×横二m×高さ二m×三基 反応液槽 直径三・六m×高さ二・六m フィルタープレス 縦一・二・一八五m×横三・五m×高さ三・八六m 溶解水槽 直径三・七m×高さ二・七五m ケーキ洗浄水槽 直径三・二m×高さ二・五m 水洗ろ液ピット 縦六・四m×横三・四m×高さ三m 脱炭酸槽 直径二・二m×高さ二・七m 薬剤反応槽 直径一・六m×高さ一・六m×三基 沈降槽 直径四m×高さ四・二m 中継槽 直径二・八m×高さ四・七三m 砂ろ過槽 直径一・四m×高さ二・七m 最終中和槽 直径一・六二m×高さ二・一m 放流槽 直径二・三三m×高さ二・九三六m</p>	<p>焼却灰貯蔵タンク SS四〇〇 焼却灰タンク SS四〇〇 クリンカダストタンク SS四〇〇 溶解槽 SUS三一六 三連槽 SUS三一六 反応液槽 SUS三一六 フィルタープレス SUS三〇四 溶解水槽 SUS三〇四 ケーキ洗浄水槽 SUS三〇四 水洗ろ液ピット RC造 脱炭酸槽 FRP 薬剤反応槽 FRP 沈降槽 SS四〇〇及びタールエポキシ 中継槽 FRP 砂ろ過槽 CS及びR/L 最終中和槽 FRP 放流槽 FRP</p>	<p>九七〇m³/日 焼却灰及びクリンカダスト 六二・五t/日</p>

汚水等の汚染の状況の値												汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日
項目	硫酸イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質	銅含有量	亜鉛含有量	大腸菌群数	窒素含有量	りん含有量	カドミウム及びその化合物	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	単位	単位					
処理前	12.4	20	2,000	0.5	1	50	10	0.1	0.05	70	0.005	m ³ /日	単位	なし	24時間	連続	平三二・一・一	平三二・一・一
処理後	8.1	20	5	0.1	0.2	50	10	0.1	0.004	0.012	0.005	m ³ /日	単位	なし	24時間	連続	平三二・一・一	平三二・一・一
最大前	12.5	30	3,000	10	9	3,000	20	1	0.3	350	0.1	m ³ /日	単位	なし	24時間	連続	平三二・一・一	平三二・一・一
最大後	8.9	30	2,000	1	2	3,000	20	1	0.03	0.1	0.1	m ³ /日	単位	なし	24時間	連続	平三二・一・一	平三二・一・一

平成二十九年十一月二十四日

大分県報(告示)

一日当たりの排出水量	排水口名	区分	汚水の等汚染の汚水の状態の値							一日当たりの排出水量		排水口名	6 排水水の量及び汚染状態の値	その他参考となるべき事項	硝酸化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び	ふつ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	セレン及びその化合物
			りん含有量	窒素含有量	大腸菌群数	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日								
通常値	排水口四	変更前	〇・一二	二	一〇〇	五	四	八・一	通常値	五〇〇	通常値	四号及び五号キルンの付帯設備	〇・五	一	五	〇・〇四			
最大値			一	一〇	三、〇〇〇	二〇	一五	八・九	最大値	二、〇一〇	最大値		〇・五	一	五	〇・〇四			
通常値	同上	変更後	一	一〇	三、〇〇〇	二〇	一五	八・九	最大値	二、〇一〇	最大値	排水口一	五〇	七	一〇〇	〇・〇八			
最大値			一	一〇	三、〇〇〇	二〇	一五	八・九	最大値	二、〇一〇	最大値		五〇	七	一〇〇	〇・〇八			

項目	単位	通常の値	最大の値	通常の値	最大の値
水素イオン濃度	/	八・一	八・九	八・一	八・九
化学的酸素要求量	mg/l	四	一〇	四	一〇
浮遊物質	mg/l	五	二〇	五	二〇
鉱油類含有量	mg/l	―	―	―	―
動植物油類含有量	mg/l	〇・一	―	〇・一	―
フェノール類含有量	mg/l	―	―	―	―
銅含有量	mg/l	〇・〇一	一	〇・〇一	一
亜鉛含有量	mg/l	〇・二	二	〇・二	二
溶解性鉄含有量	mg/l	〇・一	二	〇・一	二
溶解性マンガン含有量	mg/l	―	一〇	―	一〇
クロム含有量	mg/l	―	〇・五	―	〇・五
大腸菌群数	個/cm	五〇	三、〇〇〇	五〇	三、〇〇〇
窒素含有量	mg/l	一	八	一	八
りん含有量	mg/l	〇・一	〇・八	〇・一	〇・八
カドミウム及びその化合物	mg/l	―	〇・〇一	―	〇・〇一
シアン化合物	mg/l	―	〇・三	―	〇・三
有機りん化合物	mg/l	―	〇・三	―	〇・三
鉛及びその化合物	mg/l	―	〇・一	―	〇・一
六価クロム化合物	mg/l	―	〇・一五	―	〇・一五
項	m ³ /日	二六四、〇二九	二七二、三六一	二六四、七四九	二七二、三三一

平成二十九年十一月二十四日

大分県報(告示)

汚等汚水の汚染の状況																				
ふつ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	セレン及びその化合物	ベンゼン	チオベンカルブ	シマジン	チウラム	一・三―ジクロロプロペン	一・二―トリクロロエタン	一・二―トリクロロエタン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・一―ジクロロエチレン	一・二―ジクロロエタン	四塩化炭素	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ポリ塩化ビフェニル	アルキル水銀化合物	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	砒素及びその化合物
mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
一	五																			
七	八〇	〇・〇八	〇・〇五	〇・一	〇・〇一五	〇・〇三	〇・〇一	〇・〇三	一	〇・二	〇・五	〇・〇二	〇・〇一	〇・一	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇〇一		〇・〇〇二	〇・一
一	五																			
七	八〇	〇・〇八	〇・〇五	〇・一	〇・〇一五	〇・〇三	〇・〇一	〇・〇三	一	〇・二	〇・五	〇・〇二	〇・〇一	〇・一	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇〇一		〇・〇〇二	〇・一

平成二十九年十二月二十四日

大分県報(告示)

等汚水の	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	一日当たりの排出水量		排水口名	等汚染の汚染の値							一日当たりの排出水量	排水口名	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
				mg/l	単位		mg/l	mg/l	個/cm ³	mg/l	mg/l	単位	m ³ /日			単位	mg/l
	五	八・一	通常 の 値	○	通常 の 値	排水口八	○・一二	二	一〇〇	五	三	八・一	通常 の 値	三、〇〇〇	通常 の 値	一	二
	一五	八・九	最 大 の 値	一	最 大 の 値		一	一〇	三、〇〇〇	二〇	一五	八・九	最 大 の 値	一〇、〇〇〇	最 大 の 値	一	二
						排水口七										○・二	五〇
																	○・二

平成二十九年十一月二十四日

大分県報(告示)

		一日当たりの排出水量		排水口名	汚水の汚染状態の値									汚染状態の値							
項目	水素イオン濃度	単位	m ³ /日		単位	りん含有量	窒素含有量	大腸菌群数	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位	りん含有量	窒素含有量	大腸菌群数	浮遊物質		
八・一	通常	の	値	一三五	通常	の	値	〇・一二	二	一〇〇	九	五	八・一	通常	の	値	〇	〇・一二	二	一〇〇	九
八・九	最大	の	値	四〇一	最大	の	値	一	一〇	三、〇〇〇	四五	一五	八・九	最大	の	値	一	一〇	三、〇〇〇	四五	
				排水口一二								排水口九									

平成二十九年十一月二十四日

大分県報(告示)

汚水の汚染状態の値

アルキル水銀化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	砒素及びその化合物	六価クロム化合物	鉛及びその化合物	有機りん化合物	シアン化合物	カドミウム及びその化合物	りん含有量	窒素含有量	大腸菌群数	クロム含有量	溶解性マンガ含有量	溶解性鉄含有量	亜鉛含有量	銅含有量	フェノール類含有量	動植物油類含有量	鉱油類含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量
mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	個/cm ³	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
1	1	1	1	1	1	1	1	0.12	2	100	1	1	0.1	0.2	0.01	1	0.2	1	5	5
1	0.002	0.1	0.2	0.1	0.3	0.3	0.01	1	10	3,000	0.5	10	2	2	1	1	1	20	15	

平成二十九年十一月二十四日

大分県報(告示)

一・四―ジオキサン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	ふつ素及びその化合物	ほう素及びその化合物	セレン及びその化合物	ベンゼン	チオベンカルブ	シマジン	チウラム	一・三―ジクロロプロペン	一・一―ニートリクロロエタン	一・一―ニートリクロロエタン	シス―一・二―ジクロロエチレン	一・一―ジクロロエチレン	一・二―ジクロロエタン	四塩化炭素	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ポリ塩化ビフェニル
mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
―	二	一	五	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
〇・二	五〇	七	一〇〇	〇・〇八	〇・〇五	〇・一	〇・〇一五	〇・〇三	〇・〇一	〇・〇三	一	〇・二	〇・五	〇・〇二	〇・〇一	〇・一	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇〇一

平成二十九年十一月二十四日

大分県報(告示)

汚水の等汚染の状況の値							一日当たりの排出水量		排水口名	汚水の等汚染の状況の値							一日当たりの排出水量		排水口名		
りん含有量	窒素含有量	大腸菌群数	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日		単位	りん含有量	窒素含有量	大腸菌群数	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位		m ³ /日	単位
mg/l	mg/l	個/cm ³	mg/l	mg/l	/					mg/l	mg/l	個/cm ³	mg/l	mg/l	/						
〇・一二	二	一〇〇	九	五	八・一	通常の値		五	通常の値	〇・一二	二	一〇〇	九	五	八・一	通常の値		六	通常の値		
一	一〇	三、〇〇〇	四五	一五	八・九	最大の値		五	最大の値	一	一〇	三、〇〇〇	四五	一五	八・九	最大の値		一〇	最大の値		

排水口一五

排水口一四

汚水の等汚染の状況の値							一日当たりの排出水量		排水口名	
りん含有量	窒素含有量	大腸菌群数	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日		単位
mg/l	mg/l	個/cm ³	mg/l	mg/l	/					
〇・一二	二	一〇〇	九	五	八・一	通常 の 値		〇	通常 の 値	排水口一七
一	一〇	三、〇〇〇	四五	一五	八・九	最 大 の 値		一〇	最 大 の 値	
〇・一二	二	一〇〇	九	五	八・一	通常 の 値		〇	通常 の 値	排水口一六
一	一〇	三、〇〇〇	四五	一五	八・九	最 大 の 値		一	最 大 の 値	

汚水の汚染状態の値																			
鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	アルキル水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一―ジクロロエチレン	シス―二―ジクロロエチレン	一・一―トリクロロエタン	一・二―トリクロロエタン	一・三―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン
mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
〇・一	〇・一五	〇・一	〇・〇二	―	〇・〇一	〇・〇五	〇・〇五	〇・一	〇・〇一	〇・二	〇・五	〇・二	―	〇・三	〇・一	〇・三	〇・〇一五	〇・一	〇・〇五

平成二十九年十一月二十四日

大分県報(告示)

セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふつ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一・四―ジオキサン	排出口名				
					mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
―	―	―	二	―	排出口二〇	最大値	最大値	最大値	最大値
〇・〇八	一〇〇	七	五〇	〇・二					

項目	水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	窒素含有量	りん含有量	一日当たりの排出水量		排出口名
							m ³ /日	単位	
項目	水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	窒素含有量	りん含有量	単位	単位	排出口名
単位	mg/l	mg/l	mg/l	個/cm ³	mg/l	mg/l	m ³ /日	単位	排出口名
通常値	八・二	五	九	一〇〇	二	〇・二二	七	通常値	排出口二〇
最大値	八・九	一五	四五	三、〇〇〇	一〇	一	四〇	最大値	排出口二〇

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成二十九年十一月二十四日から同年十二月十五日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び津久見市役所

大分県告示第六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一二番二、四四一三番三から四四一三番五まで

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

大分県告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十九年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一三番二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

大分県告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十九年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字森字鳴川三四二六番三

- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

大分県告示第六百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
------------	-----	---------	-------	-----

県道高森竹田線	竹田市大字竹田字山手一五九六番一から	前	九二・〇メートル	二五五・五メートル
	竹田市大字竹田字山川二一五七番二まで	後	四四・〇メートル	四・〇メートル

大分県告示第六百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
------------	-----	---------	-------	-----

県道下恵良 九重線	玖珠郡九重町大字松木字上ノ原一 二二五番一地从先から 玖珠郡九重町大字松木字上ノ原一 二二三番一地从先まで	前	メートル 一〇・七 〽 一〇・〇	メートル 一五・〇
	玖珠郡九重町大字松木字上ノ原一 二二五番一から 玖珠郡九重町大字松木字上ノ原一 二二三番一まで	後	一五・一 〽 一〇・〇	一五・〇

大分県告示第六百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十一月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道下恵良九重線	玖珠郡九重町大字松木字上ノ原一二二五番一から 玖珠郡九重町大字松木字上ノ原一二二三番一まで	平二九・一一・二四

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第21号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察職員の人事記録に関する規程（平成24年大分県警察本部訓令第7号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月24日

大分県警察本部長 太刀川 浩一
第10条第2項中「電子計算機」を「端末装置」に改める。
第11条第1項中「、第2号及び第6号」及び「及び第2号」を削り、同条第2項を削る。
第2号様式を次のように改める。

平成二十九年十一月二十四日

大分県報（告示・警察本部訓令）

